

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年6月27日

【会社名】 日本カーバイド工業株式会社

【英訳名】 NIPPON CARBIDE INDUSTRIES CO., INC.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 平田 泰稔

【最高財務責任者の役職氏名】

【本店の所在の場所】 東京都港区港南二丁目11番19号

【縦覧に供する場所】 日本カーバイド工業株式会社 大阪支店
(大阪市中央区淡路町二丁目5番9号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長平田泰稔は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である平成25年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠し、実施いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（以下「全社的な内部統制」）の評価を行った上で、その結果を踏まえ、評価対象とする業務プロセスを選定いたしました。当該業務プロセスの評価においては、選定した業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、関係者への質問、記録・証憑の検証等の手続を実施することにより、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

全社的な内部統制、決算・財務報告プロセスのうち全社的な観点で評価することが適切と考えられるもの及びIT全般統制については、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しており、その評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社4社及び持分法適用会社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少と判断し、評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、上記の全社的な内部統制の評価を踏まえ、前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）を指標に概ね3分の2の割合に達している5事業拠点を重要な拠点として選定いたしました。なお、当連結会計年度の売上高を指標としても、その事業拠点が占める割合に大きな変動がないことを確認しております。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として「売上高」、「売掛金」、「棚卸資産」に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、当社、ビニフレーム工業(株)、ダイヤモンドエンジニアリング(株)の3社においては、財務報告への影響を勘案し、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスについては、個別に評価の対象に追加いたしました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当連結会計年度末時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。